

## 「高齢者の交通安全の日」実施要領

### 1 目的

高齢者が関係する交通事故防止を図るためには、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者以外の世代において、高齢者の特性に関する理解を深め、高齢者に対する保護意識の醸成を図ることが必要である。

このため、高齢者の交通事故防止に取り組む日を設け、県、警察、市町、関係機関・団体、県民等が一体となって、意識の醸成を図る取組を展開し、高齢者の交通事故防止に取り組む。

### 2 実施日

毎月 10 日

### 3 主催

広島県交通対策協議会

### 4 名称

「高齢者の交通安全の日」とする。

### 5 実施事項

機 関 別	実 施 事 項
県 市区町	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広報紙、広報車、ホームページ等を活用した広報啓発活動</li><li>・ 関係機関・団体等と連携した交通安全教育の推進</li><li>・ 自主的な交通安全活動の支援</li></ul>
警察	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 街頭活動を通じた運転者、歩行者への交通安全指導</li><li>・ 高齢運転者ドック等、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進</li><li>・ 運転免許証の自主返納制度等の周知</li></ul>
県・市町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 朝礼、ホームルーム活動等の場を活用した広報啓発活動</li><li>・ 高齢者に対する思いやりや見守りについての指導</li></ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路パトロールによる危険箇所の点検、交通安全施設等の点検整備</li><li>・ 道路情報板等を活用した広報啓発活動</li></ul>
交通安全関係団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所属会員等への広報啓発活動</li><li>・ 各種イベント等の機会を捉えた広報啓発活動</li></ul>
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 夜間等における反射材用品、ライト等の携行促進</li><li>・ 高齢者に対する思いやりのある運転の促進</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 朝礼、広報誌等を活用した従業員等への広報啓発活動</li><li>・ 高齢歩行者・運転者に対する思いやり運転の実践</li></ul>
高齢者関係団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の推進</li><li>・ 機関誌等による交通安全情報の提供</li></ul>
運転者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢歩行者・運転者に対する思いやりのある運転の実践</li><li>・ 高齢者自身の身体機能の変化に対する認識と安全行動の促進</li><li>・ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の励行</li></ul>

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から実施する。